

日行連発第 247 号
令和 3 年 5 月 31 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経營業務部
部長 坪川 貞子

行政書士による一時支援金の登録確認機関における不適切な事案の発生について

平素より本会の運営にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

標記の件につきまして、「令和 3 年 2 月 24 日付・日行連発第 1589 号」及び「令和 3 年 3 月 2 日付・日行連発第 1674 号」において、中小企業庁からの要請による一時支援金の登録確認機関への登録にご協力いただきましたが、当該募集により登録確認機関に登録した行政書士による不適切な対応事案が判明いたしました。

当該事案では、経済産業省ホームページ上で公表されている「一時支援金に関する事前確認マニュアル」の存在を不知として同マニュアルに沿った各確認項目を確認しておらず、また、テレビ会議や対面での確認も実施していなかったことから、当該行政書士による全取り扱い案件を差し止め、中小企業庁において再度確認を行わなければならない事態となっております。

本件は、支援を求める申請希望者に支援金が一刻も早く行き渡ることに影響を与え、行政書士全体の信頼を著しく損ねる極めて遺憾な行為であり、本会はこの事態を深刻に受け止めております。

各単位会におかれましては、改めて登録確認機関である会員に対し、上記マニュアルの再度の確認と徹底を促すと共に、再発防止に向け引き続き一時支援金の適切な申請にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、本会ホームページ上の会長声明及び連 con においても同様に掲載いたしますので、ご承知おき下さい。

〈参照〉

- ・経済産業省ホームページ>新型コロナウイルス感染症関連>事前確認について
(https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/jizen.html)
- ・一時支援金に関する事前確認マニュアル
(https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/kakunin_02.pdf?0318)

以上